



日神グループホールディングス

証券コード：8881

第52回定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（開場 午前9時）
場所 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル
地下1階ホール

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意は
ございません。あらかじめご了承いただきますよう
お願い申し上げます。

○目次

第52回定時株主総会招集ご通知	1
第52回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内	6

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役8名選任の件	10

事業報告	17
------	----

連結計算書類	37
--------	----

連結計算書類に係る監査報告書	40
----------------	----

計算書類	43
------	----

監査報告書	46
-------	----

株主総会会場ご案内図

証券コード 8881
2026年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿五丁目8番1号
株式会社日神グループホールディングス
代表取締役社長 神 山 隆 志

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://nisshin-hd.co.jp/archives/investor_information/post-1106

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（日神グループホールディングス）」または「コード（8881）」を入力・検索し、基本情報、縦覧書類／PR情報を選択の上、株主総会招集通知の情報をご確認いただけます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、上記のほか、以下のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8881/teiji/>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。また、本総会の様子を株主の皆様にご覧いただけるよう、動画をインターネット上で配信いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下1階ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
(2) 書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
(3) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

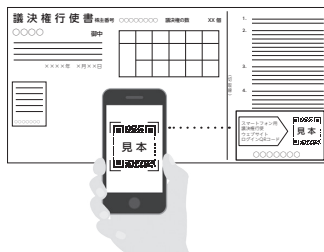
- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項について上記のいずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本定時株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

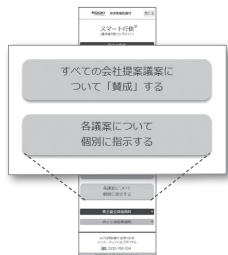
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

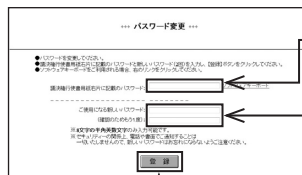
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第52回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内

株主総会は株主の皆様との重要な接点であるとの認識から、多くの株主の皆様に株主総会の模様をご覧いただくために、株主総会のライブ中継を行います。

ライブ中継は、「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」を通じて行います。ただし、本ライブ中継へのご参加は、会社法上、当日、議決権の電子行使が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会ではなく、株主総会の視聴のみのハイブリッド参加型バーチャル株主総会となります。そのため、ライブ中継上での議決権行使は行うことはできません。また、動議提出、動議採決及び質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のライブ中継中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問を受付いたします。事前のご質問につきましては「日神グループホールディングス・プレミアム優待倶楽部」からお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様3問まで、期限は2026年6月19日（金）午後6時までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

ライブ中継サイト：<https://nisshin.premium-yutaiclub.jp>

ログイン方法：①株主番号、②郵便番号を入力のうえご参加ください。

※2026年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された情報をご用意ください。

公開日時：2026年6月26日（金） 午前9時30分から株主総会終了時まで

事前質問受付期間：2026年6月5日（金）午前9時から6月19日（金）午後6時まで

※ライブ中継は会社法上の株主総会会場ではございませんので、視聴中に本サイトにて議決権行使等を行うことはできません。

※通信回線の環境等によりライブ中継が途絶される可能性があります。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。

株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。

第52期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び昨今の事業環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額1,641,682,735円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮する所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）及び第40条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第40条（剰余金の配当の基準日）及び第41条（中間配当）を削除するものであります。
また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
<u>（自己の株式の取得）</u>	
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削 除）
第8条～第20条（条文省略）	第7条～第19条（現行どおり）
第4章 取締役および取締役会 （任期）	第4章 取締役および取締役会 （任期）
第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	（削 除）
第22条～第38条（条文省略）	第21条～第37条（現行どおり）
第6章 計 算	第6章 計 算
第39条（条文省略）	第38条（現行どおり）

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		性別	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 (2026年3月期)
1	(再任)	男性	神山隆志	代表取締役社長	12回/12回
2	(再任)	男性	黒岩英樹	代表取締役専務	12回/12回
3	(再任)	男性	坂入尚	取締役	12回/12回
4	(再任)	男性	島田克美	取締役	12回/12回
5	(新任)	男性	佐藤俊也	—	—
6	(再任) (社外) (独立)	男性	阿部泰彦	社外取締役	12回/12回
7	(再任) (社外) (独立)	女性	齊藤広子	社外取締役	11回/12回
8	(新任) (社外) (独立)	女性	伊藤和子	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
1	かみ やま たか し 神山隆志 (1973年3月22日)	1995年 5月 当社入社 2015年 6月 当社取締役 2016年 6月 多田建設株式会社取締役 (現任) 2017年 5月 日神管財株式会社取締役 2019年 4月 当社代表取締役専務 2021年 8月 エヌディファクター株式会社代表取締役社長 (現任) 2022年 7月 日神不動産株式会社取締役 2022年 7月 日神住宅流通株式会社取締役 2024年 6月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) エヌディファクター株式会社 代表取締役社長	14,140株
(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 神山隆志氏は2015年6月の取締役就任以降、主要なグループ会社の取締役を兼任し、グループ事業に関する広範で深い知見を有しております。2019年4月からは代表取締役として経営を担い、当社グループの発展に寄与してまいりました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として適切に職責を果たすことが期待されることから、取締役候補者となりました。			
2	くろ いわ ひで き 黒岩英樹 (1962年10月5日)	1985年 4月 当社入社 2005年10月 当社経理部長 2008年12月 当社執行役員 経理部長 2010年 7月 多田建設株式会社取締役 (現任) 2014年 6月 当社取締役兼執行役員 財務・経理担当 2016年 2月 当社取締役常務兼執行役員 管理部門担当 2017年10月 当社取締役専務兼執行役員 管理部門担当 2020年 1月 当社取締役専務 2020年 6月 当社代表取締役専務 (現任)	50,550株
(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 黒岩英樹氏は当社グループの経理・財務部門の統括業務に携わり、管理業務全般に関する豊富な経験を有しております。また、その経験と幅広い見識は、当社の持続的な企業価値向上に不可欠であります。これらを踏まえ、今後も引き続き取締役としての職責を担うことができると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
3	<p>さか いり たかし 坂 入 尚 (1967年4月5日)</p>	<p>1990年 3月 当社入社 2010年10月 当社横浜支店第2 営業部長 2013年 6月 当社執行役員横浜支店第2 営業部長 2014年 5月 当社執行役員横浜支店第1 営業部長 2014年10月 当社執行役員横浜支店長兼横浜支店第1 営業部長 2015年 6月 当社取締役兼執行役員 横浜支店長 2019年 2月 日神不動産販売株式会社 (現 日神不動産株式会社) 代表取締役社長 (現任) 2020年 1月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日神不動産株式会社 代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 坂入尚氏は当社に入社以来、営業部門に携わり、同部門を統括してまいりました。その豊富な経験と知見は当社グループの企業価値の向上に不可欠であり、引き続き取締役として適切に職責を果たすことが期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>	11,300株
4	<p>しま だ かつ み 島 田 克 美 (1966年10月16日)</p>	<p>1988年 3月 当社入社 2009年 5月 日神住宅流通株式会社 (現 日神管財株式会社) 取締役 2016年 4月 日神管財株式会社 取締役常務 2021年 6月 日神管財株式会社 代表取締役専務 2021年10月 日神管財株式会社 代表取締役社長 (現任) 2022年 6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日神管財株式会社 代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要) 島田克美氏は、2009年より賃貸管理・建物管理を担う当社グループ会社の取締役を務め、現在は日神管財株式会社の代表取締役を務めております。同氏の管理事業における豊富な経験と知見は、当社グループの企業価値向上に不可欠であり、引き続き取締役として適切に職責を果たすことが期待されることから、取締役候補者いたしました。</p>	29,380株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
5	※ 佐藤俊也 (1958年8月1日)	1977年 4月 フワ建設株式会社入社 1988年 4月 当社入社 1990年10月 日神建設株式会社出向 2002年 4月 同、設計部長 2004年 5月 同、取締役設計部長 2007年 4月 当社設計部長 2011年 6月 多田建設株式会社 代表取締役専務 2011年 7月 当社執行役員 設計部長 2014年 6月 当社取締役 2018年 6月 多田建設株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 多田建設株式会社 代表取締役社長	95,900株
	<p>(取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>佐藤俊也氏は、2014年より当社取締役として当社経営に携わるとともに、2011年から現在まで当社子会社である多田建設株式会社の代表取締役として、現場を踏まえた事業運営および業績向上に貢献してまいりました。</p> <p>当社および子会社双方の経営に精通した同氏の豊富な経験と知見は、当社グループの持続的成長および企業価値向上に不可欠であることから、取締役候補者といいたしました。</p>		
6	阿部泰彦 (1977年3月10日)	2008年 9月 弁護士登録 (東京弁護士会) 2008年 9月 東京グリーン法律事務所 2016年 4月 阿部総合法律事務所 代表 (現任) 2021年 6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 阿部総合法律事務所 代表	一株
	<p>(社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要)</p> <p>阿部泰彦氏は、弁護士としての高度な専門的知見を活かし、2021年6月の就任以降、社外取締役として当社の経営に対する助言および監督機能の強化に貢献してまいりました。</p> <p>また、指名報酬委員会の委員長として、役員の名義・報酬に関する重要事項について、客観性および透明性を確保した議論を主導しております。</p> <p>引き続き、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に資することが期待されることから、社外取締役候補者といいたしました。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
7	<p>さいとうひろこ 齊藤 広子 (1960年9月29日)</p>	<p>1983年 4月 藤和不動産株式会社（現 三菱地所レジデンス株式会社）入社 2004年 4月 明海大学不動産学部 教授 2015年 4月 横浜市立大学国際総合科学部国際都市学系 教授 2019年 4月 横浜市立大学国際教養学部 教授 2024年 6月 当社社外取締役（現任） 2025年 9月 東京都市大学 大学院情報データ科学研究科 教授（現任） （重要な兼職の状況） 東京都市大学 大学院情報データ科学研究科 教授</p>	一株
<p>（社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要） 齊藤広子氏はこれまでの在任期間を通じて、住宅、不動産の専門家としての専門的知見を活かし、当社経営の重要事項の決定に対する助言・監督を適切に行ってまいりました。当社の事業内容及び経営課題に対する理解も一層深化しており、引き続き取締役会の実効性向上及び企業価値の向上に貢献していただけるものと考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			
8	<p>※ いとうかずこ 伊藤 和子 (1958年11月5日)</p>	<p>1982年 4月 建設省(現国土交通省)入省 1991年12月 衆議院法制局参事 2014年 7月 衆議院事務局調査局国土交通調査室長 2017年12月 衆議院法制次長 2025年 4月 衆議院法制局参与(非常勤)（現任） （重要な兼職の状況） 衆議院法制局参与(非常勤)</p>	一株
<p>（社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要） 伊藤和子氏は衆議院法制局で長年にわたり議員立法に携わった経験を有しております。法令の趣旨や制度設計を踏まえた的確な助言により、当社のコンプライアンス体制及び取締役会の監督機能の強化に寄与していただけるものと考えております。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、行政、立法双方に精通した中立的かつ独立した視点を有しており、社外取締役に求められる監督機能・助言機能を十分に果たすことができるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 阿部泰彦、齊藤広子、伊藤和子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は阿部泰彦、齊藤広子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、また、伊藤和子氏につきましても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 阿部泰彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 齊藤広子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 阿部泰彦、齊藤広子、伊藤和子の各氏の選任が承認された場合、当社は阿部泰彦、齊藤広子の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続し、伊藤和子氏とは当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役・監査役に期待する専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成並びに各人に特に期待するスキルマトリックスは以下のとおりであります。なお、各自が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	性別	当社における地位（予定）	取締役・監査役に特に期待する分野						
			企業経営	不動産建設	イノベーション	財務会計	法務リスクマネジメント	人事労務	ESGサステナビリティ
神山隆志	男性	代表取締役社長	●	●	●				●
黒岩英樹	男性	代表取締役専務	●	●		●			●
坂入尚	男性	取締役	●	●	●			●	
島田克美	男性	取締役	●	●	●			●	
佐藤俊也	男性	取締役	●	●	●				●
阿部泰彦	男性	社外取締役					●	●	●
齊藤広子	女性	社外取締役		●	●				●
伊藤和子	女性	社外取締役		●	●		●		●
北條滋	男性	常勤監査役					●	●	
小島徹也	男性	社外監査役				●	●		
吉野裕介	男性	社外監査役				●	●		
大畑敦子	女性	社外監査役					●	●	

以 上

事業報告

〔2025年4月1日から
2026年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に回復基調が継続しました。一方で地政学的なリスクの長期化、米国の政策動向など先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループの属する不動産・建設業界においても、慢性的な人手不足や土地・資材価格の高騰、工期の長期化等の懸念材料はあるものの、市場全体は堅調に推移しました。

こうした中、当社グループの当連結会計年度の売上高は87,815百万円（前期比15.2%増）となり、売上総利益は14,025百万円（前期比34.7%増）、営業利益が6,678百万円（前期比93.7%増）、経常利益が6,004百万円（前期比95.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,196百万円（前期比103.9%増）となりました。

報告セグメントにて区分した場合の売上高は以下のとおりです。

① 不動産事業

不動産事業は、不動産販売事業における新築マンション及び一棟売却の売上が増加したため、売上高は31,414百万円（前期比10.0%増）となり、セグメント利益は1,515百万円（前期比76.1%増）となりました。

② 建設事業

第4四半期での完成引渡工事が前期に比べ減少したことから通期の完成工事高は前期比約9.5%減少しましたが、兼業事業売上高が大幅に進捗したため、売上高は39,382百万円（前期比6.9%増）となりました。また、建設コストの高騰を請負金額に織り込める環境が継続したことにより、セグメント利益は3,841百万円（前期比87.6%増）となりました。

③ 不動産管理事業

不動産管理事業は、マンションの共用部分の管理、ビル管理、賃貸物件の管理受託、これら管理業務に伴うリフォームや大規模修繕等の工事及び賃貸物件の販売を行っております。

不動産売上高が増加した結果、売上高は16,998百万円（前期比57.1%増）となりました。また、売上高の増加を受け、セグメント利益は1,820百万円(前期比91.3%増)となりました。

④ その他

「その他」は日神ファイナンス株式会社他1社となっております。日神ファイナンス株式会社は、少額の新規貸付を若干行っておりますが、縮小均衡を目指しております。

売上高は20百万円（前期比15.5%増）、セグメント利益は12百万円（前期比57.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社及び子会社とも特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 株式の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

② 新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(百万円未満切り捨て)

期 別 項 目	第48期 2022年3月期	第49期 2023年3月期	第50期 2024年3月期	第51期 2025年3月期	第52期 (当連結会計年度) 2026年3月期
売 上 高(百万円)	81,465	82,348	81,023	76,235	87,815
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,522	2,763	2,105	2,057	4,196
1株当たり当期純利益 (円)	75.27	59.12	45.03	44.02	89.84
総 資 産(百万円)	114,969	120,933	121,999	133,300	147,404
純 資 産(百万円)	64,132	65,808	67,415	69,376	72,759
1株当たり純資産額 (円)	1,370.11	1,406.12	1,437.45	1,461.63	1,535.59

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき、「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 第48期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めておりません。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、東京近郊を中心にマンションの開発・管理事業及び全国で建設事業を展開しております。景況感が概ね逆相関となる開発事業と建設事業、及び安定収益源泉となる管理事業というポートフォリオにより、事業リスクを分散しながら豊かな生活環境を創造し、社会に貢献しております。

利便性・快適性の高いマンションの需要は底堅く、ただしマンション適地や建築資材・人材の確保は厳しく、原価高騰・工期長期化が懸念されます。その中で当社グループは、持続的成長及び中長期的な企業価値向上に向けて、以下の経営課題に取り組んでまいります。

(イ) 人材の確保及び育成

マンション開発事業は約50年、建設事業は約100年の業歴があり、長年の経験・取引の蓄積に基づく技術力と信用を有します。その基盤の継承・発展は人的資本に依存しており、持続的成長を支える人材の確保及び育成を重要な経営課題と認識しております。

開発事業においては、今後数年間で生じる管理職層の世代交代を見据えて中堅社員を育成して積極的に登用することにより、マネジメント・カルチャーの浸透を図り、社員のやりがいを引き出して、人材と事業の成長の好循環を推進してまいります。

管理事業においては、マンションのストック増加に伴う安定的な管理受託ポテンシャルを着実に成約化しつつ関連収益機会を拡大するため、年間を通して中途採用を行うとともに、資格手当や研修受講等の育成支援を強化してまいります。

建設事業においては、技術力ある人材が収益源泉であるとの考え方のもと、人材確保の面では工業高校卒業生や海外工科系学卒生を含め採用を引き続き強化してまいります。人材育成の面では、新入社員に対しては一年間の研修を通じて業務習得化に加え一人ひとりの適性とやりがいの発見に努め、中堅社員に対しては技術研修制度及び資格取得促進支援策を提供し、有為の人材育成に努めてまいります。

(ロ) 不動産開発事業における、自社開発マンションの安定供給

工期が長期化し、施工会社の現場監督者数も限られる中で、底堅い需要に応える自社開発マンションを安定供給するために、今後暫くは開発プロジェクトの「大型化」（1物件当たり住戸数の大型化）を進めます。これにより施工会社の確保と、施工効率向上による専有面積当たり原価の抑制を図ります。また、土地の仕入れから分譲引渡しまでの回転期間を勘案し、2～3年先の分譲を見据えて土地を仕入れてまいります。

(ハ) 不動産開発事業に関する、財務戦略

需要を的確に捉える商品企画と営業力で完成在庫は低位安定するとしても、「大型化」もあり未完成在庫の回転期間は長期化します。金利上昇局面でもあり、従前同様の開発プロジェクト単位での資金調達に加え、今後は多面的に検討してまいります。

(二) 不動産開発力を活かした投資家市場開拓

技術力と信用を背景に当社グループが開発したワンルームマンションは投資対象としての需要もあります。当社グループが運用を受託する私募リートなど機関投資家への一棟販売に加えて、今後は、個人投資家向けに各住戸の区分所有権も販売してまいります。その際は市場環境・競合状況を踏まえ、1住戸当たり金額を抑えた商品の販売を展開してまいります。

(ホ) 建設事業における、収益力確保

建設事業においては、建設資材・人材のコスト高騰リスクを吸収するべく、受注取り決めの際に利益率の高い工事の選別受注に注力します。また、資材価格動向に関する本部から各現場への密な情報発信による全社的な原価管理意識向上と集中購買・早期発注による原価の抑制、及び営繕部門からの予防的ノウハウ情報発信による全社的な品質意識向上を通じたやり直し工事の削減により、収益力を確保してまいります。

(ヘ) 不動産管理事業における、管理棟数・住戸数増加と関連収益機会拡大

不動産管理事業においては、マンション管理組合から受託する管理業務が安定収益源泉です。受託する管理棟数は毎年数十棟増えて1千棟に近づき、住戸数は4万戸に近づいております。今後とも採算性を前提に、管理棟数・住戸数の増加に注力してまいります。

管理業務では人手不足や労務費アップを踏まえ、デジタル技術の活用により理事会をはじめとする管理組合の負担軽減と当社グループの業務効率化を図ると共に、採算性が確保できる案件の選別受託に留意してまいります。管理棟数増加に伴い工事業務の収益機会が拡大し、住戸数増加に伴い区分所有者のニーズに応える不動産仲介・買取再販業務の収益機会が拡大します。工事業務では、管理業務担当者と連携する工事業務担当者が建物長寿命化に資する工事の提案や工事費用の抑え方・選択肢を説明し、工事の需要を発掘します。不動産仲介・買取再販業務では、顧客ニーズを受け止めて収益化しやすい営業体制を整備します。

また、自社で土地仕入れから建設・賃貸まで行うアパート開発、及び竣工後の一棟販売先を確保した上で着手するマンション開発について、これらは管理業務の受託源泉で、一棟販売時の売上・利益にも貢献しうることから、今後も一定の資本投下を行ってまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
日神不動産株式会社	480.0百万円	100.0%	不動産事業 (主にマンションの企画開発・分譲販売)
多田建設株式会社	300.0百万円	100.0%	建設事業
日神管財株式会社	110.0百万円	100.0%	不動産管理事業 (主にマンションの管理)
日神不動産投資顧問株式会社	150.0百万円	86.0% (13.0%)	不動産事業 (私募リートのアセットマネジメント等)
日神ファイナンス株式会社	121.3百万円	100.0%	その他の事業 (損害保険代理業、購入者向け少額貸付)
株式会社シンコー	90.0百万円	100.0% (100.0%)	建設事業 (建築資材のリース)

(注) 議決権比率の()内書は、間接所有分です。

(11) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

区分	事業内容
不動産事業	マンションの企画開発・分譲販売を主軸に、証券化事業向けに開発物件の提供、また不動産の賃貸やアセットマネジメント業務を行っております。
建設事業	マンションをはじめとする様々な建築工事に加えて、土木工事及び不動産開発、また建設資材リースを行っております。
不動産管理事業	マンション管理組合から受託する不動産管理を主軸に、修繕工事、区分所有者のニーズに応える賃貸管理や流通・買取再販、また管理受託を企図した不動産開発・一棟販売を行っております。
その他	マンション購入者向けに少額に限定した新規貸付及び損害保険代理業を行っている日神ファイナンス株式会社ほか1社を、その他区分にしております。

(12) 主要拠点等 (2026年3月31日現在)

当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区

子会社

名 称	所 在 地
日 神 不 動 産 株 式 会 社	(本 店) 東京都新宿区 (横浜支店) 神奈川県横浜市
多 田 建 設 株 式 会 社	(本 社) 東京都江東区 (東日本事業本部) 東京都江東区 (西日本事業本部) 大阪府大阪市
日 神 管 財 株 式 会 社	東京都新宿区
日 神 不 動 産 投 資 顧 問 株 式 会 社	東京都新宿区
日 神 フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社	東京都新宿区
株 式 会 社 シ ン コ ー	千葉県印西市

(13) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

報告セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比(名)
不動産事業	216 (6)	△14
建設事業	268 (22)	△4
不動産管理事業	167 (432)	△1
その他	1 (1)	0
全社(共通)	11 (4)	2
合計	663 (465)	△17

- (注) 1. 従業員数は全連結会社の就業人員の合計であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均就労人数を()内に外数で記載しております。
2. 臨時雇用者には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(14) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	14,309,690千円
オリックス銀行株式会社	5,267,000
朝日信用金庫	3,823,562
株式会社商工組合中央金庫	3,562,800
株式会社あおぞら銀行	3,335,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 74,000,000株
(2) 発行済株式の総数 46,951,260株 (自己株式 46,039株を含む)
(3) 株主数 15,324名 (自己株式 1名を含む)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
エヌディファクター株式会社	16,505,000株	35.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,218,100	6.9
神山和郎	1,402,180	3.0
内藤征吾	1,158,600	2.5
株式会社日本カストディ銀行 (金銭信託課税口)	997,800	2.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	695,900	1.5
日神グループホールディングス社員持株会	687,934	1.5
日神グループホールディングス取引先持株会	627,160	1.3
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	571,497	1.2
清原達郎	551,200	1.2

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (46,039株) を控除して計算しております。
2. 当社は取締役 (社外取締役を除く) に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が当社株式200,600株を保有しております。なお、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式については、自己株式に含めておりません。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	神 山 隆 志	エヌディファクター株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	黒 岩 英 樹	
取 締 役	坂 入 尚	日神不動産株式会社 代表取締役社長
取 締 役	島 田 克 美	日神管財株式会社 代表取締役社長
取 締 役	日 置 健	日神不動産投資顧問株式会社 代表取締役社長
取 締 役	田 口 二 朗	多田建設株式会社 常務取締役
取 締 役	阿 部 泰 彦	弁護士 阿部総合法律事務所 代表
取 締 役	清 水 郁 夫	一般社団法人日本補償コンサルタント協会 会長
取 締 役	齊 藤 広 子	横浜市立大学国際教養学部 教授
常 勤 監 査 役	北 條 滋	
監 査 役	小 島 徹 也	公認会計士 小島公認会計士事務所 代表
監 査 役	吉 野 裕 介	税理士 税理士法人連合会計事務所 代表社員
監 査 役	大 畑 敦 子	弁護士 オリゾン法律事務所

- (注) 1. 取締役 阿部泰彦、清水郁夫及び齊藤広子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小島徹也、吉野裕介及び大畑敦子の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 小島徹也氏は公認会計士、吉野裕介氏は税理士であり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 阿部泰彦、清水郁夫、齊藤広子及び監査役 小島徹也、吉野裕介及び大畑敦子の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5. 当事業年度末日後の取締役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
日 置 健	取締役	退任	2026年6月26日 (予定)
田 口 二 朗	取締役	退任	2026年6月26日 (予定)
清 水 郁 夫	社外取締役	退任	2026年6月26日 (予定)
佐 藤 俊 也	新任	取締役	2026年6月26日 (予定)
伊 藤 和 子	新任	社外取締役	2026年6月26日 (予定)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は補償対象外とすることで、職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	58,040 (7,200)	52,800 (7,200)	－ (－)	5,240 (－)	5 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	16,950 (8,100)	16,950 (8,100)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	74,990 (15,300)	69,750 (15,300)	－ (－)	5,240 (－)	9 (6)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、1990年12月25日開催の第16回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
3. 非金銭報酬等は、「株式給付信託（BBT）」制度に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
4. 取締役の支給人員には、無報酬の取締役4名を除いております。

ロ. 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、以後、取締役会において決定方針の一部変更を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は基本報酬（固定報酬）及び株式報酬により構成し、社外取締役は基本報酬（固定報酬）のみとする。

②個人別の報酬の額の決定に関する基本方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

「基本報酬（固定報酬）」

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、毎月一定の時期に支払うこととする。また、個人別の報酬額は、定時株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会において決定することとする。なお、業務執行取締役の基本報酬（固定報酬）に関して考慮する業績については、過去3期と比較した直前期の利益水準を客観的指標として考慮することとする。

「株式報酬」

当社は、2021年6月25日開催の第47回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することを決議いたしました。

株式報酬制度の概要は以下のとおりとなります。

- ・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。
- ・具体的には1事業年度当たり20,800ポイント（20,800株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

③金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する種類ごとの割合

役員報酬の種類ごとの割合は、業務執行取締役については基本報酬（固定報酬）をおおよそ90～95%、株式報酬をおおよそ5～10%の割合となるよう制度設計しております。

また、社外取締役につきましては、その職責に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

(5) 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役阿部泰彦氏は、阿部総合法律事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役清水郁夫氏は、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の会長であります。な

お、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

- ・ 社外取締役齊藤広子氏は、横浜市立大学国際教養学部の教授であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

- ・ 社外監査役小島徹也氏は、小島公認会計士事務所の代表であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

- ・ 社外監査役吉野裕介氏は、税理士法人連合会計事務所の代表社員であります。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

- ・ 社外監査役大畑敦子氏は、オリゾン法律事務所において弁護士として勤務されております。なお、当社と兼職先との間に特別の利害関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 阿部 泰彦	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、弁護士としての専門的見地から適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。</p>
社外取締役 清水 郁夫	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。</p> <p>主に出身分野である不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、不動産及び建設業界に関する専門的な見地から、適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。</p>

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 齊藤 広子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>主に大学教授としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当社の取締役候補者の選定や役員報酬制度の見直しにおける適切な助言、監督機能を担っており、長年の研究活動を通じて培われた住宅、不動産の専門家としての見地から、適宜必要な助言をいただく等、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。</p>
社外監査役 小島 徹也	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
社外監査役 吉野 裕介	<p>当事業年度に開催された取締役会12回全てに、また、監査役会12回全てに出席いたしました。</p> <p>税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
社外監査役 大畑 敦子	<p>当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	支 払 額
1. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		40,500千円
2. 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額		54,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(4) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(5) 連結子会社の監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の「取締役会」を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 当社の取締役と監査役に加え連結子会社の代表取締役も出席する「役員会」を毎月開催し、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」において各部門及びグループ各社の代表取締役に示し、浸透を図る。
- ③ 「役員会」の席上、各部門及びグループ各社は、年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

(2) 取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統轄する組織として、「内部統制委員会」を設置する。
- ② 同委員会は、関連子会社の取締役を含み、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上と従業員等への浸透を図る。
- ③ 独立した内部通報ルートを設け、情報の伝達を容易にするとともに、「内部統制委員会」による迅速な対応を可能としている。
- ④ 取締役及び従業員が遵法精神を持ち企業倫理に沿って行動するための基本方針等を定めて研修等を行うことにより、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図る。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、警察及び関連機関と連携し、断固とした姿勢で臨み一切関係を持たない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役に直属する部署として内部監査室を設置しており、グループ各社の監査部門に対しヒアリングを行う形で、グループ全体を年に1回監査する定期監査とテーマ毎に臨時に行う特別監査を実施し、業務状況を調査し問題点の把握、改善点の指摘を行う。
- ② 社内外で発生する様々な危険に対応するため、「内部統制委員会」を中心とした危機管理体制を構築している。内部統制委員会は、リスク管理規程に基づき、リスクの識別・分類・評価及び分析・リスクへの対応などを行い、その結果を代表取締役・取締役会・役員会等へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の情報及び文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
- ② 必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
株主総会議事録及びその関連資料
取締役会議事録及びその関連資料
役員会議事録及びその関連資料
取締役の意思決定に関する書類及びその関連書類
その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための使用人を置く。
- ② 監査役付きの使用人は、専任でかつ監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行う。

(6) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査役に事前に同意を得る。
- ② 監査役付きの使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

(7) **当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びに監査役**の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、コンプライアンス違反の事実を発見したときは、監査役に報告するとともに、「内部統制委員会」に報告する。
- ③ 監査役に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ④ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の遂行状況を把握するため、「取締役会」のほか、「役員会」など重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに内部監査に同行するなどして、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の有無等、業務状況を調査する。
- ⑤ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ⑥ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合には直ちにこれを支払う。

(8) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」において記載したとおり、経営トップの経営戦略を取締役会の監督の下、「役員会」においてグループ各社の取締役にし浸透を図る。さらに「役員会」の席上、グループ各社は年度計画に基づく業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。
- ② 子会社を含む内部統制関連役員を「内部統制委員会」のメンバーとし、同委員会がグループ全体のコンプライアンスを推進する体制とする。
- ③ 当社の内部監査室において、当社の各部署と同様に、グループ各社の監査を年1回行う。さらに、テーマ毎に行う特別監査も当社監査と同様に行う。
- ④ 当社の経理、財務を所管する取締役が、グループ各社の経理、財務の内容を基本的に日々確認し、業務の適正の確保に努めるものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 「取締役会」を12回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行いました。
- ② 「役員会」を12回開催し、経営トップの経営戦略の浸透を図り、各部門及びグループ各社から年度計画に基づく業務の進捗状況と重要事項の報告を受けてグループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を推進しました。
- ③ 監査役は、「取締役会」のほか「役員会」など重要な会議に出席し、取締役等から報告を受け、あるいは報告を求める等により、取締役の業務執行状況を監査しました。また「監査役会」を12回開催し、監査に関する重要な事項について監査役全員から報告を受けて協議または決議を行いました。
- ④ 代表取締役に直属する部署として内部監査室を設置しており、グループ各社の監査部門等へのヒアリングを行う形で、グループ全体を年に1回監査しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を会社運営における重要課題の一つとして認識しております。株主重視の方針に加え、今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、業績に応じた適正配当を行うとともに、長期的な安定配当を維持することを基本方針としております。

配当性向につきましては50%を目安としておりましたが、昨今の事業環境の不透明性を踏まえ、手元資金の確保及び長期的な安定配当の維持を重視し、当期の期末配当につきましては、35円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	128,732,853	流 動 負 債	37,067,040
現金及び預金	58,079,247	支払手形・工事未払金等	5,417,929
受取手形・完成工事未収入金等	12,027,358	電子記録債務	2,591,170
電子記録債権	1,067,330	短期借入金	6,105,637
販売用不動産	17,812,026	1年内返済予定の長期借入金	15,361,651
不動産事業支出金	38,158,223	リース債務	129,248
未成工事支出金	60,700	未払法人税等	1,744,550
短期貸付金	841	賞与引当金	500,869
未収入金	277,251	完成工事補償引当金	158,786
その他	1,306,209	株主優待引当金	42,477
貸倒引当金	△56,335	前受金	1,517,218
固 定 資 産	18,671,901	未成工事受入金	897,837
有 形 固 定 資 産	11,536,082	預り金	1,291,690
建物及び構築物	4,527,055	その他	1,307,974
土地	6,629,044	固 定 負 債	37,578,240
リース資産	302,740	長期借入金	35,410,268
その他	77,241	リース債務	216,755
無 形 固 定 資 産	244,916	退職給付に係る負債	1,523,037
リース資産	49,267	役員株式給付引当金	91,424
その他	195,648	その他	336,755
投資その他の資産	6,890,902	負 債 合 計	74,645,281
投資有価証券	5,568,418	純 資 産 の 部	
長期貸付金	440,606	株 主 資 本	70,663,087
繰延税金資産	378,308	資 本 金	10,111,411
その他	637,234	資 本 剰 余 金	397,675
貸倒引当金	△133,664	利 益 剰 余 金	60,281,264
資 産 合 計	147,404,755	自 己 株 式	△127,263
		その他の包括利益累計額	1,056,195
		その他有価証券評価差額金	969,530
		退職給付に係る調整累計額	86,665
		非支配株主持分	1,040,190
		純 資 産 合 計	72,759,473
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	147,404,755

連結損益計算書

〔2025年4月1日から
2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	87,815,902
売上原価	73,789,915
販売費及び一般管理費	14,025,987
営業利益	7,347,515
営業外収益	6,678,472
受取利息及び受取配当金	128,009
違約金収入	23,684
保険返戻金	65,774
貸倒引当金戻入額	12,895
紹介手の手数料	33,149
その他	29,932
営業外費用	967,374
支払利息	798,042
その他	169,331
経常利益	6,004,543
特別利益	195,671
固定資産売却益	195,671
特別損失	25,317
固定資産除却損	1,033
関係会社株式売却損	24,283
税金等調整前当期純利益	6,174,897
法人税、住民税及び事業税	2,187,781
法人税等調整額	△219,243
当期純利益	4,206,359
非支配株主に帰属する当期純利益	10,036
親会社株主に帰属する当期純利益	4,196,323

連結株主資本等変動計算書

〔2025年4月1日から
2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,111,411	426,066	57,163,762	△127,229	67,574,010
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,078,821		△1,078,821
連結範囲の変更に伴う増減		△28,390			△28,390
親会社株主に帰属する当期純利益			4,196,323		4,196,323
自己株式の取得				△34	△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△28,390	3,117,501	△34	3,089,077
当 期 末 残 高	10,111,411	397,675	60,281,264	△127,263	70,663,087

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	590,413	100,904	691,318	1,111,340	69,376,669
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,078,821
連結範囲の変更に伴う増減					△28,390
親会社株主に帰属する当期純利益					4,196,323
自己株式の取得					△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	379,117	△14,239	364,877	△71,150	293,726
当 期 変 動 額 合 計	379,117	△14,239	364,877	△71,150	3,382,803
当 期 末 残 高	969,530	86,665	1,056,195	1,040,190	72,759,473

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦靖晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤元

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日神グループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 北 條 滋 ㊟

社外監査役 小 島 徹 也 ㊟

社外監査役 吉 野 裕 介 ㊟

社外監査役 大 畑 敦 子 ㊟

以 上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,361,064	流 動 負 債	507,083
現金及び預金	21,384,424	買掛金	5,691
不動産事業支出金	16,388	1年内返済予定の長期借入金	234,792
前払費用	9,189	リース債務	14,133
未収収益	16,055	未払金	13,244
関係会社短期貸付金	909,900	未払費用	3,435
未収入金	12,581	未払法人税等	53,923
その他	18,956	前受金	16,997
貸倒引当金	△6,432	預り金	4,395
固 定 資 産	13,568,051	株主優待引当金	42,477
有 形 固 定 資 産	6,504,842	その他	117,991
建物	2,302,678	固 定 負 債	2,318,647
機械装置	1,125	長期借入金	1,936,978
工具器具備品	1,188	長期未払金	13,060
土地	4,104,145	リース債務	43,769
リース資産	95,703	退職給付引当金	18,965
無 形 固 定 資 産	8,338	役員株式給付引当金	21,127
電話加入権	4,934	繰延税金負債	184,316
リース資産	3,403	長期預り敷金	21,249
投資その他の資産	7,054,870	長期預り金	79,181
投資有価証券	485,090	負 債 合 計	2,825,731
関係会社株式	1,810,906	純 資 産 の 部	
その他の関係会社有価証券	4,393,533	株主資本	32,607,879
出資金	110	資本剰余金	10,111,411
関係会社長期貸付金	193,301	資本剰余金	426,578
長期前払費用	32,551	資本準備金	426,578
差入保証金	33,198	利 益 剰 余 金	22,197,152
保険積立金	9,582	利益準備金	1,378,835
その他	104,202	その他利益剰余金	20,818,317
貸倒引当金	△7,604	別途積立金	12,000,000
資 産 合 計	35,929,116	繰越利益剰余金	8,818,317
		自 己 株 式	△127,263
		評価・換算差額等	495,506
		その他有価証券評価差額金	495,506
		純 資 産 合 計	33,103,385
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	35,929,116

損益計算書

〔2025年4月1日から
2026年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		604,654
営業収益		604,654
関係会社経営指導料	178,000	
関係会社受取配当金	1,267,358	1,445,358
売上高及び営業収益合計		2,050,013
売上原価		268,188
売上総利益		1,781,824
販売費及び一般管理費用	21,186	
営業費用	633,040	654,226
営業利益		1,127,597
営業外収益		76,555
受取利息及び受取配当金	74,811	
その他の	1,743	
営業外費用		30,615
支払利息	29,615	
その他の	1,000	
経常利益		1,173,538
特別利益		187,939
固定資産売却益	142,160	
関係会社株式売却益	45,779	
税引前当期純利益		1,361,477
法人税、住民税及び事業税	79,451	
法人税等調整額	△336	79,114
当期純利益		1,282,362

株主資本等変動計算書

〔2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	10,111,411	426,578	426,578	1,270,953	12,000,000	8,722,658	21,993,611	△127,229	32,404,371
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△1,078,821	△1,078,821		△1,078,821
利 益 準 備 金 の 積 立				107,882		△107,882	-		-
当 期 純 利 益						1,282,362	1,282,362		1,282,362
自 己 株 式 の 取 得								△34	△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	107,882	-	95,659	203,541	△34	203,507
当 期 末 残 高	10,111,411	426,578	426,578	1,378,835	12,000,000	8,818,317	22,197,152	△127,263	32,607,879

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	405,671	405,671	32,810,043
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,078,821
利 益 準 備 金 の 積 立			-
当 期 純 利 益			1,282,362
自 己 株 式 の 取 得			△34
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	89,834	89,834	89,834
当 期 変 動 額 合 計	89,834	89,834	293,341
当 期 末 残 高	495,506	495,506	33,103,385

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社日神グループホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦靖晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤元

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日神グループホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社日神グループホールディングス 監査役会

常勤監査役 北 條 滋 ㊟
 社外監査役 小 島 徹 也 ㊟
 社外監査役 吉 野 裕 介 ㊟
 社外監査役 大 畑 敦 子 ㊟

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル地下1階ホール
電話 (03) 3299-8651 (代表)



← 徒歩の経路

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<交通機関のご案内>

- JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線
新宿駅（南口・西口）より徒歩15分
- 都営新宿線・京王新線
新宿駅（新都心口）より徒歩7分
- 都営大江戸線
都庁前駅（A4出口）より徒歩7分

株式会社日神グループホールディングス 本社
電話 (03) 5360-2016 (代表)

